

ショートステイ緑苑 運営規程

社会福祉法人旭川緑光会

ショートステイ緑苑 運営規程

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人旭川緑光会が設置するショートステイ緑苑（以下「事業所」と言う。）が行う短期入所生活介護の適正な運営を確保するための運営に関する管理事項を定め、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所のサービス従事者（以下「職員」という。）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の向上を目指した在宅生活が維持出来るように支援を行うことで、心身機能の維持ならびに利用者の家族の、精神的肉体的負担の軽減を図るように努める。

2 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ 緑苑
- (2) 所在地 旭川市東旭川町上兵村229番地の8
(特別養護老人ホーム旭川緑苑内)

(職種の区分・定数及び職務)

第4条 事業所には、利用者の処遇に支障をきたさないよう次の各号に掲げるとおり所要の職員を配置して、それぞれの職務に従事させるものとし、併設の介護老人福祉施設の職員が兼務するものとする。

- (1) 管理者 : 1人(兼務)
事業所に従事する職員を指揮監督し、事業所全般の管理運営の責に任ずる。
管理者は、特別養護老人ホーム旭川緑苑施設長が兼務する。
- (2) 生活相談員 : 1人以上(兼務)
生活相談員は、利用者の生活及び身上等に関する相談、助言者として処遇全般の向上についての業務を行う。
- (3) 介護支援専門員（施設ケアマネジャー） : 1人以上(兼務)
利用者に対し短期入所生活介護計画を作成し、生活相談員とともに利用者の生活支援を行うとともに処遇全般の向上について業務を行う。特別養護老人ホーム旭川緑苑生活相談員が兼務する。
- (4) 介護職員及び看護職員 : 24人以上(うち看護職員4名)
介護職員及び看護職員は、介護・療養上の世話や診察の補助等のサービスの提供あたるとともに、常に入所者の健康状態を掌握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。

(5) 機能訓練指導員 : 1人(看護職員が兼務)

入所者の日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練及びその指導をする。

(6) 栄養士 : 1人以上(管理栄養士)

入所者の栄養ケアに関する指導管理、給食の献立作成をするとともに、食生活の改善向上について指導助言にあたる。

(7) その他

その他運営上必要な職種及び職務を定め、職員を配置することができる。

(サービス内容)

第5条 サービスの内容は、次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは保険者が交付する介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合の額とする。

(1) 食事、入浴、排泄等の介助

(2) その他の日常上の世話

(3) 相談・援助等の生活指導

(4) 機能訓練

2 居住費、食費は別紙に定める日額を月初から月末までの利用した日数に乗じた額を月額として請求することとし、予め入所者又はその家族に同意を得ることとする。

3 事業所は前項の支払いを受けるほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができる。

4 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、管理者はあらかじめ利用者及びその家族に対して契約書並びに重要事項説明書等必要な資料を提示した上で口頭説明を行い、利用者又はその家族の同意を得てから支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

(利用定員)

第6条 利用者の定員は併設型10名、空床型は空床数とする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は旭川市、東神楽町、東川町、当麻町、美瑛町の区域とする。

(サービス実施の際の留意事項)

第8条 利用者は共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、契約書及び重要事項説明書に定めてある事業所設備利用上の注意を遵守しなければならない。

(緊急時等における対応)

第9条 職員は、サービス実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに適切な処置を行い、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、非常災害に関する具体的(火災、風水害、地震等)計画を作成し、防火管

理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練等を行う。

(個人情報保護)

第11条 職員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密保持を厳守する。

2 又、その職を退いた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を厳守することを雇用契約書の内容とする。

(その他の事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人旭川緑光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成12年10月1日から施行する。

2 平成13年6月1日一部改正

3 平成17年6月9日一部改正

4 平成18年4月1日一部改正

5 平成19年4月1日一部改正

6 平成20年4月1日一部改正

7 平成21年4月1日一部改正

8 平成22年4月1日一部改正

9 平成23年4月1日一部改正

10 平成24年4月1日一部改正

11 平成25年4月1日一部改正

12 平成26年4月1日一部改正

13 平成27年8月1日一部改正

14 平成29年10月1日一部改正

別紙1

居住費並びに食費

1. 当施設における居住費は以下のとおりである。

1日当たりの 居住費	従来型個室	多床室
	1, 150円	840円

(1) 介護保険負担限度額認定証を持つ利用者はその記載額を居住費とする。

1日当たりの居住費		従来型個室	多床室
負担 限度	第1段階	320円	0円
	第2段階	420円	370円
	第3段階	820円	370円

2. 当施設における食費は以下のとおりである。

1日当たりの食費	1, 380円
朝食	380円
昼食	480円
夕食	520円

(1) 介護保険負担限度額認定証を持つ利用者にとってはその記載額を食費とする。

1日当たりの食費		
負担 限度	第1段階	300円
	第2段階	390円
	第3段階	650円